

## ＜プールご利用の案内＞ 풀 이용안내 Pool Rules

利用者は次の事項を守ってください。  
이용자는 다음의 사항을 지켜주십시오.

All people who use the pool must obey the following rules.

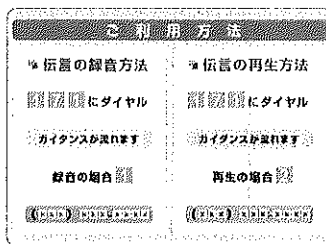
- 1 帽子は必ず着用しましょう。  
수영모는 꼭 착용해 주십시오.  
A swimming cap must be worn at all times whilst in the pool.
- 2 泳ぐ前にはシャワーを浴びて準備体操をして入りましょう。  
수영 전에는 샤워를 한 뒤, 준비운동을 해주십시오.  
Before entering the pool all swimmers must take a shower & stretch.
- 3 コースの中では右側通行をしましょう。  
코스 안에서는 우측통행을 해주십시오.  
When swimming in the lanes all swimmers must keep to the right.
- 4 飛び込み、逆立ち、潜水は禁止しています。  
다이빙, 물구나무, 잠수는 금지되어 있습니다.  
Diving, handstands and swimming along the bottom of the pool are banned.
- 5 シュノーケル、水中メガネは禁止しています。  
스노클, 물안경은 금지되어 있습니다.  
Diving equipment (masks & snorkels) can not be used in the pool.
- 6 ロッカーは鍵を掛けて使用(100円)してください。コインは返却されます。  
특카는 열쇠를 잠궈서 사용해 주십시오. 코인은 반환됩니다.  
To use the lockers provided please insert 100 yen in the slot provided. Your 100 yen will be refunded when you open the locker on completion of use.
- 7 採暖室の加熱器(ヒーター)は非常に高い温度です。絶対に触れないでください。  
채난실의 가열기(온풍기)는 매우 온도가 높습니다. 절대로 만지지 말아 주십시오.  
In the room provided for warming up (after getting out of the pool) please DO NOT touch the heating apparatus as it is very hot and will burn you.
- 8 小学校3年生以下の児童は、保護者の方と一緒に入ってください。  
초등학교 3학년 이하의 아동은, 보호자와 함께 들어가 주십시오.  
All children entering the pool (who are in primary grade 3 or below) must be accompanied by a supervising adult.
- 9 お医者様から水泳を禁止されている方、空腹時、食後、お酒を飲んでいる方はご遠慮ください。  
의사로부터 수영을 금지 당하신 분, 공복시, 식후, 음주를 하신 분은 삼가해 주십시오.  
All people who have been advised not to swim by a doctor, just eaten or have not eaten for an extended period of time, or have consumed alcohol are banned from entering the pool.
- 10 時間帯によって泳ぐ方、歩く方のコースを決めています。コース表示を確かめて泳いでください。  
정해진 시간대에 수영하시는 분, 걷는 분들의 코스가 정해져 있습니다. 코스 표시를 확인해 주십시오.  
Lanes in the pool are allocated for certain activities during the day (eg. doing laps, walking, etc.). Please check before you enter if the lane you are going to use has not been allocated for a specific activity.
- 11 その他、不明な点がございましたら職員にお尋ねください。  
그 외, 궁금한 점이 있으시면 직원에게 물어주십시오.

Please ask the staff if you have any questions.

## ⑥非常災害時等における利用者サービスの提供

### ・非常災害時の伝言サービス提供と特設公衆電話設置

大地震など非常災害時に、被災地と被災地以外との間を「災害用伝言ダイヤル（171）」で結び、安否確認がすばやくとれる体制を確立するほか、施設内に所蔵している「特設公衆電話（NTT）」を開設します。

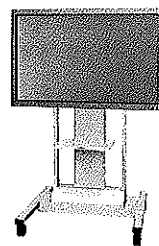


ダイヤル(171)  
伝言サービス

特設公衆電話

### ・大型ビジョン設置

地震・台風・大雨・大雪等の気象情報の動きを随時「大型ビジョン」で流すほか、必要な情報を提供します。



大型ビジョンイメージ図

## ⑦利用者の平等利用の確保

### ・公の施設として平等利用を厳格に守ります。

設置者である鳥取県の管理代行者としての意識を職員に徹底させるとともに、利用者の平等利用を確保するため、関係法令等を遵守し、仕組みやルールを確実に守り、提供するサービス・プログラム・料金・案内等に十分配慮を講ずることで、誰もが平等に利用できる環境に取り組みます。

また、施設の平等性の観点から、特定利用者・団体等に偏った利用を防止するため、規定された利用優先順位を遵守し、中立的な利用の確保を図ります。

### ・公の秩序を乱したり、善良な風俗を害するおそれがあると認められる場合は、利用許可等の制限を行います。

#### 〔利用の制限等〕

地方自治法第244条第2項の「指定管理者は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」の規定を遵守します。

但し、「鳥取県立鳥取産業体育館の設置及び管理に関する条例第6条から第9条」及び「鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例第7条から第10条」の規定に基づく以下の行為等に触れる利用者に対しては利用の制限、行為の制限、利用の取り消し等を行います。

- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- ・集团的又は常識的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- ・管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。
- ・所定の場所以外の場所において喫煙、又は飲食をすること。
- ・他人に迷惑や危険を及ぼし、又はそのおそれがある行為をすること。
- ・利用目的以外の目的に利用する、又はそのおそれがあるとき。
- ・利用許可の条件に違反したとき。
- ・措置命令に従わないとき。
- ・その他法令、規定等に違反して利用するとき。

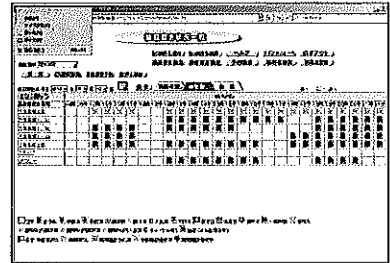
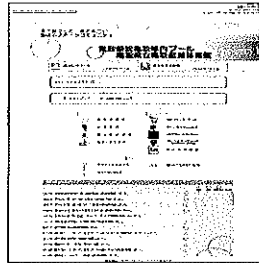
⑧利用促進に向けた施設の情報を積極的に提供

多くの県民の方の利用を促すため、施設の持っているあらゆる情報を積極的に提供します。

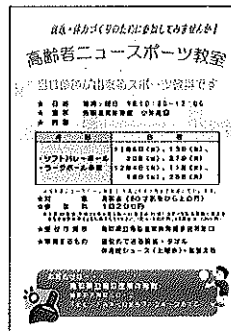
- ・ホームページ及びインターネットによる予約サービスの充実

- ▽施設紹介
- ▽各種スポーツ大会
- ▽各種展示会
- ▽スポーツ教室
- ▽イベント情報

〔 ホームページアドレス  
<http://www.k4.dion.ne.jp/~t-santai/> 〕



- ・新聞、テレビによるイベント案内
- ・公共施設へのポスター、チラシ配布



テレビによるイベント照会

高齢者ニュースポーツ教室  
 チラシ

アートの世界  
 チラシ

花ショウプ特別展  
 示会

- ・スポーツ大会・展示会・イベントなど一ヶ月の利用予定表及び当日の利用表をロビーへ掲示

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

サービス提供

## ⑨利用者への利便に寄与

## ・自動販売機の設置

下記のとおり自動販売機を設置します。

設置場所	種類	台数	
体育館側ロビー	清涼飲料	5台	うち、災害時無料提供自販機1台
プール側ロビー	清涼飲料	5台	
プール側ロビー	アイスクリーム	1台	
合計		11台	

## ※ 災害時無料提供自動販売機

大規模災害が発生した場合、販売機の飲料水が無料で提供できる仕組みを持った自動販売機1台を設置します。

## ・スポーツ用品の販売

プール利用の方に必要な水泳帽子などの販売を行います。

## ・「体育・スポーツ図書コーナー」の設置

利用者が、自己の健康・体力づくり、トレーニング方法などの学習のため、ロビーに「健康・体力づくり図書コーナー」を設置します。

## ・「大型ビジョン」の設置

ロビーに「大型ビジョン」を設置し、利用者への施設案内・スポーツ教室・大会イベント・気象情報・光化学スモッグPM<sub>2.5</sub>・列車運行状況など日常のあらゆる情報を「お知らせ情報」として流します。

## ・「サロンコーナー」の設置

利用者が快適な時間を過ごすため、体育館・プール利用前後に休憩を兼ねた「サロンコーナー（談話室）」を設置します。

## ・「飲食コーナー」の設置

大会・展示会等に来館される方々のために「飲食コーナー」を設置します。



## ⑩「とっとり県民の日」の無料開放

毎年9月12日の「とっとり県民の日」、9月の第2土曜日及びその翌日は無料開放とし、多くの方に利用していただきます。

併せて、「とっとり県民の日」の趣旨と、無料の案内を当施設の内外に配布・掲示します。

(2) 利用者等の要望の把握及び対応方針

利用者の多くの声を把握し、管理運営に反映します。

・「意見箱」の常設

玄関ロビーへ「みんなの意見箱」と称して個人を特定せずに気軽に「意見箱」に投入できるように、書き込める様式を作成するとともに、対応可能なものは即時対応します。



・インターネットによる意見・要望の把握

随時意見・要望を把握し、実現可能なものは即時対応します。

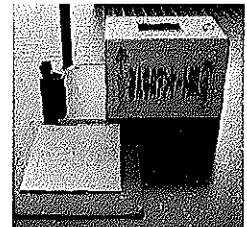
・受付窓口での口頭意見・要望を把握

・職員目から見た意見・要望

職員自ら利用者側に立った視点を持ち、職場内部会議において意見要望事項の協議をし、改善を図ります。

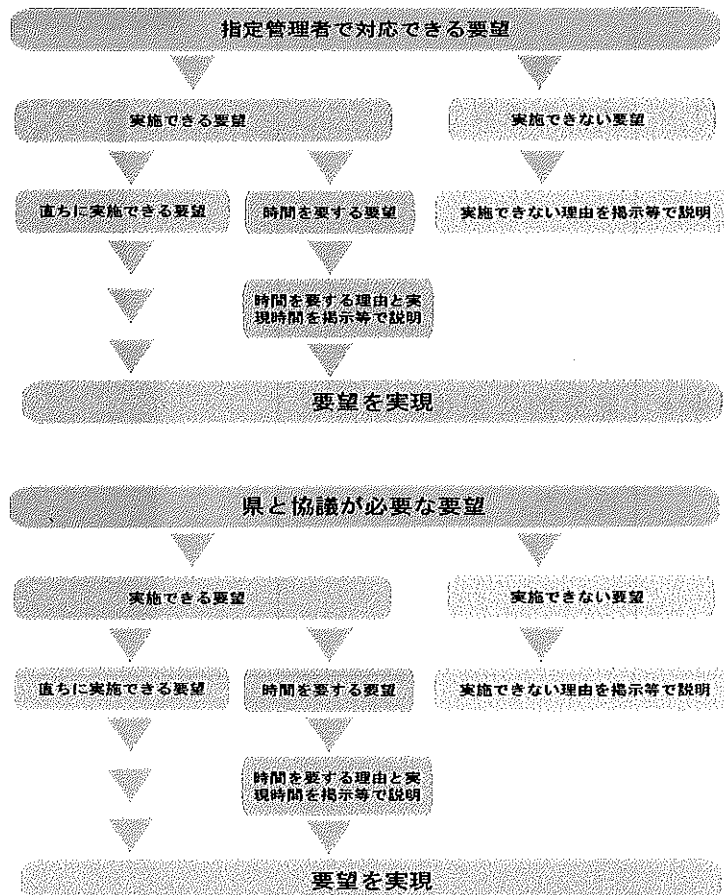
・利用者アンケートの実施

当施設のあるべき方向性などを中心とした利用者アンケートを実施し、将来的な検討材料をまとめます。



・他施設の利用者の声を共有します。〔要望への対応方針〕

寄せられた要望を分析し、対応できる要望と県との協議が必要な要望に分けた上で対応します。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

サービス提供


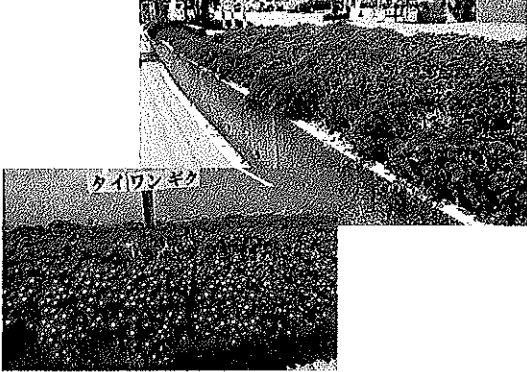


- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

サービス提供

〔指定管理期間中の利用者からの意見・要望等の主なもの〕

意見・要望等	対 応	対 応
<p>●プール更衣室・障がい者トイレのフロアが素足で歩くと水を含んでいるため気持ちが悪い。</p> <p>●プール観覧席（2F）への階段がうす暗く、段差が見えにくい。</p>	<p>●更衣室・トイレを全面的にスノコ板に取り替え、利用者から好評であった。</p> <p>●階段の中間に照明器具を設置し明るい階段となった。</p>	 
<p>●プールシャワーブースに段差があるのでフラットにしてほしい。</p> <p>また、手すりをつけてほしい。</p>	<p>●段差解消工事を行うとともに、手すりの設置及びシャワーが車椅子に腰かけても届く位に変更した。</p>	
<p>●体育館ステージに上がる階段に手すりがほしい。</p>	<p>●新たに階段中央に手すりを設置した。</p>	
<p>●体育館玄関階段の点字ブロックが少々はがれたところがある。</p>	<p>●長年の老朽化により部分的に損傷があるため、全面的に張り替えを行った。</p>	

〔指定管理期間中における利用者への利便性・環境等に配慮したもの〕  
 (利用者からの意見・要望を除く。)

項目	内容
<p>●ロビーサロンコーナー設置</p> 	<p>●利用者の休憩・談話室、保護者の待合室としての用に供するため、カーペット、テーブル、椅子を備えたサロンコーナーを設置した。</p>
<p>●玄関前沿道花壇整備</p> 	<p>●玄関の顔として施設の雰囲気が和むよう新たに花壇を整備した。</p>
<p>●玄関夜間スポットライト設置</p> 	<p>●正面玄関に夜間照明がなく、暗いため、スポットライトを設置し、階段の安全性に配慮した。</p>
<p>●「芝広場」の新設</p> 	<p>●施設の裏に相当な空きスペースがあり、キッズコーナー、青空市・茶会・子ども祭りなど野外イベントに活用するため、芝を張り多目的に利用することとした。</p>

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

サービス提供

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

サービス提供

● プール入口の照明設置



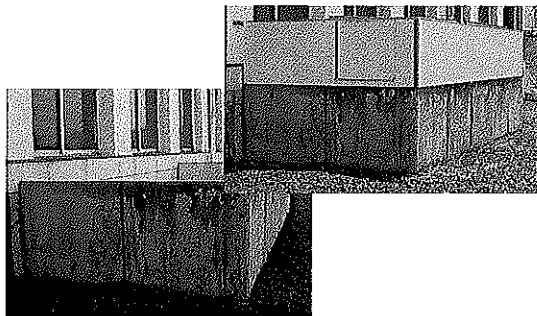
● プール入口の掲示板が暗く、年輩の利用者には見づらいため、既存の照明に加え新たに照明を設置した。

● プール棟壁面亚克力板取り付け



● プール棟壁面にイルカ・トリピーなどのマスコットキャラクターの亚克力板を取り付け、利用者へのユニークなイメージを与えることとした。

● 危険防止策取り付け



● 小体育館外側に設置されている地下への階段ホールの柵が低く、危険（落下）防止のため既存の柵の上部に新たな柵を取り付けた。

● 更衣室手すり取り付け



● 利用者が更衣する際の支えとするため手すりを取り付けました。



■モニタリングの活用

施設の運営について、客観的な視点を持ったモニタリングを実施し、結果を継続的に運営に反映していきます。事業目的の達成度を様々なモニタリングを通じ、総合的な視点で抽出・改選していきます。

・モニタリングの実施

モニタリングについては、PDCAマネジメントサイクルにおける「計画の確認」としての位置づけとしています。一連のシステムに沿って、モニタリングの結果を事業にフィードバックする仕組みを構築することで、管理運営の質に関する継続的な向上を図ります。

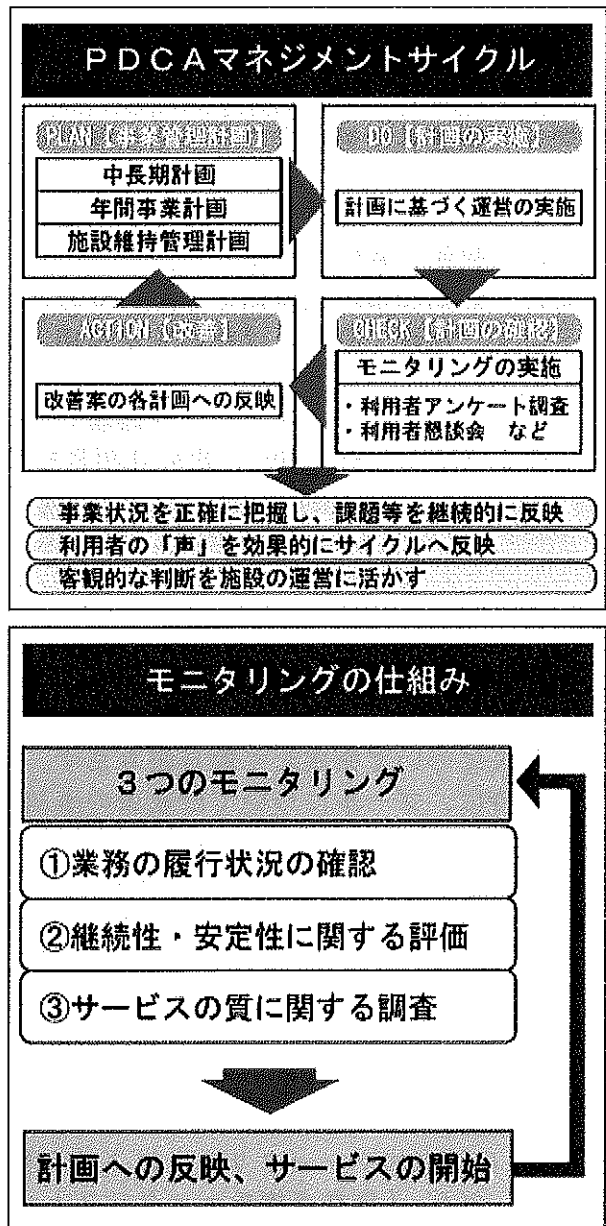
・モニタリングの実施方法

鳥取県が実施するモニタリングに対して全目的に協力するとともに、指定管理者としてあるべき公共サービスの姿を実現するために様々な手法でモニタリングを実施します。得られた結果は運営に生かすため、組織的に検討し、改善への道筋を具体的に計画だて、実施していきます。

・各種事業計画の履行状況の確認

日常の業務報告書と月別の業務報告書を作成し、自治体に提出します。利用人数などの統計的な情報を含め、施設の管理運営状況を正確に報告します。

また、年度事業計画の達成状況や中長期計画の進捗状況などをモニタリングし、報告を行います。



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

サービス提供

## 3 施設管理

### (1) 施設設備の維持管理、衛生管理の考え方

利用者に対して最も重要なことは、施設が「安全」で、「安心」して利用ができて、利用時間を「快適」に過ごすことが施設運営を行うにあたって最も基本であると考えております。

そのためには、利用者が「安全」に活動できるよう事故等の発生を未然に防ぐための危険のない状態を確保します。

また、清潔な環境を持続させていくために、「衛生管理」を徹底します。

そして、施設・設備を「長期安定利用」していくための予防保全を柱とした維持管理に努めます。

さらに、省資源・省エネなど「環境」に配慮した施設管理を行います。

このようなことをふまえ、次の4項目を重点にして施設管理を行います。

#### 快適に利用していただくための重点項目

- ◆ 安全
- ◆ 衛生管理
- ◆ 長期安定利用
- ◆ 環境配慮

#### ①安全確保の徹底（事故等の未然防止）

利用者の安全確保は、施設の管理運営の中で最優先課題であり、事故防止・防犯・防災について徹底して取り組みます。

特に、プールについては過去の事事故事例を教訓として安全対策を徹底します。

##### 〔共通〕

- 事故防止 施設設備の徹底した点検と危険区域（電気室・機械室）には看板等により立ち入り禁止措置を講ずる。
- 防 犯 日常施設内の巡視を行うとともに、不審者が現われた場合にまず「利用者への安全確保と避難誘導」を第一の優先と考え行動する。
- 防 災 防災訓練・利用者へ素早い災害情報の提供・避難誘導を講ずる。など、利用者に協力を得ながら安全確保に最善を尽くします。

##### 〔体育館〕

- 日常点検チェックリストによる点検  
毎日、「日常点検チェックリスト」による点検を実施し、異常・不安全等が発見された場合即、利用者への安全確保と今後の改善措置を即検討し、早急に改善等を行います。
- 開館前の点検  
開館前に施設、設備及び貸出用具の点検により安全確認を行います。  
なお、細部にわたる点検については、（公財）日本体育施設協会発行の「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」等をガイドラインとし、安全対策を徹底します。
- 利用者自主点検カードの作成  
利用者の「自主点検カード」を作成し、利用者による器具のセルフチェックを行います。

## 〔プール〕

- 日常点検チェックリストによる点検  
毎日、「日常点検チェックリスト」により、点検を実施し、異常・不安全等が発見された場合、利用者への安全確保と今後の改善措置を即検討し、早急に改修等を行います。
- 開館前の点検  
プールは、水の事故等の危険性という観点において最も注意を喚起するところから、開館前には最重要項目について点検を行い、その点検結果を利用者に対して「点検結果掲示」として施設の安全をアピールします。
- プールの安全標準指針の活用による適正な管理  
平成19年3月に文部科学省及び国土交通省策定の「プール安全標準指針」(別紙④)及び(公財)日本体育施設協会などによる「遊泳プールの安全・衛生管理」の解説をガイドラインとして適正な管理・点検を行います。
- 利用者への「安全アピール」掲示  
プールは、利用する方が「安全で安心して利用できる」という認識のうえで利用されることから、そのためには「安全アピール」を掲示します。

## (安全、安心アピールの掲示)

当プールは、利用者の方に安心してご利用いただくため次の掲示を行い、施設の安全をアピールしています。

## 〔鳥取屋内プール安全アピール(掲示)〕

項 目	安全、安心の徹底
排(環)水口蓋等のネジ、ボルト等での固定 配管口への吸い込み防止金具の取り付け	25mプールは吸い込み防止金具を取り付け、ネジ・ボルトで堅固に固定されております。 また、幼児用プールにおいても吸水蓋をネジにより、固定しております。
プール排水口の水圧	25mプール及び幼児用プールの排水口の水圧は感じられないほど安全なものとなっております。
監視員の配置	監視員を適切に配置しております。
プールの施設・構造や監視業務について、監視員への指導	心肺蘇生法訓練と救助訓練を実施しております。 施設の構造、機器の取扱を熟知し、水質管理を適正に行っております。
普通救命講習の受講と、AEDの取り扱い	職員全員が普通救命講習を受講し、AEDを取り扱うことができます。

日常点検チェックリスト

体育館・プール

日常点検チェックリスト

点検月日 平成 年 月 日 ( )  
 時 分 ~

点検者

館長 次長 合議 点検者

○・・・異常なし  
 判定 △・・・経過観察  
 ×・・・故障・不具合

〔鳥取屋内プール〕 点検時刻 時 分 ~

施設名	点検箇所	点検項目	判定	△・×の状況等
プールサイド	人工芝	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	窓	<input type="checkbox"/> 腐蝕 <input type="checkbox"/> 破損		
	プール	<input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> クラック <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	プールフロアー	<input type="checkbox"/> 定位置 <input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 危険箇所		
	階段	<input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> ネジ等 <input type="checkbox"/> 腐食 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	排水口	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	採暖室 物品等	<input type="checkbox"/> 温度 <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
男女更衣室	更衣室	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> 忘れ物		
	ロッカー	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 作動 <input type="checkbox"/> 衛生 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 忘れ物 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	シャワー	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 作動 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 衛生		
	トイレ	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 衛生 <input type="checkbox"/> その他		
下足場	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 忘れ物			
監視室等	物品等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
研修室		<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	階段	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 危険箇所		
観覧席		<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 固定式椅子 <input type="checkbox"/> その他		
	観覧席	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 固定式椅子 <input type="checkbox"/> その他		
駐車場	駐車場 ゲート (2箇所)	<input type="checkbox"/> ゴミ <input type="checkbox"/> 無断駐車 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> ボール <input type="checkbox"/> チェーン <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他		
	消火器	<input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

※点検項目のチェックボックスにチェックを入れること。

※点検項目以外の項目があれば、点検項目欄に追加挿入し、チェックすること。

課題・問題点等の状況

処 理 欄

※処理欄は、上司と協議のうえ、記入すること。

〔鳥取産業体育館〕 点検時刻 時 分 ~

施設名	点検箇所	点検項目
事務所	事務室	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
	物品等	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
一階ロビー	一階ロビー	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
一階各便所	各トイレ 男・女	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
	物品等	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
一階各控室	各控室	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
	物品等	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
一階各更衣室	各更衣室	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
	物品等	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
一階医務室	医務室	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
	物品等	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
体育館	大体育館	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 床の状態 <input type="checkbox"/> 床板のめくれ <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 雨漏り <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> 器具類 <input type="checkbox"/> その他
	小体育館	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> 危険箇所 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> 雨漏り <input type="checkbox"/> その他
	器具庫	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 器具類の収納状態 <input type="checkbox"/> 扉
	器具類	<input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 扉 <input type="checkbox"/> その他
一階廊下	廊下	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 非常口扉 <input type="checkbox"/> ロッカー <input type="checkbox"/> その他
二階	ロビー	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 非常口扉 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 雨漏り <input type="checkbox"/> その他
	トイレ 男女	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
	観覧席	<input type="checkbox"/> ゴミ・汚れ <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> コンセント等 <input type="checkbox"/> 非常口扉 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 雨漏り <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 固定式椅子 <input type="checkbox"/> その他
駐車場	駐車場 ゲート (5箇所)	<input type="checkbox"/> ゴミ <input type="checkbox"/> 無断駐車 <input type="checkbox"/> 障害物 <input type="checkbox"/> ボール <input type="checkbox"/> チェーン <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他
	消火器	<input type="checkbox"/> 配置 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 ( )

※点検項目のチェックボックスにチェックを入れること。

※点検項目以外の項目があれば、点検項目欄に追加挿入し、チェックすること。

課題・問題点等の状況

処 理 欄

※処理欄は、上司と協議のうえ、記入すること。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

## ② 衛生管理の徹底（清潔な環境の確保）

### 館内の清潔な環境の保持

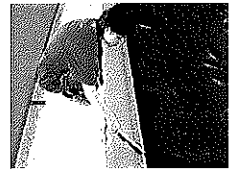
- ・ 専門の清掃業者による日常清掃、月単位のワックス等の定期清掃、天井や壁等の特別清掃を行うなど清潔な環境を年間を通して行います。
- ・ ロビー、受付窓口、玄関、会議室への花ビン、鉢、プランターによる美化また、体育館、トイレ、更衣室へ活性炭を配置しての消臭作業など、施設の衛生・環境美化に取り組めます。



### プールの衛生管理

プールは、毎日多くの方が利用されているところであり、その水質管理は衛生上最も重要であるため、職員はプール衛生管理士の資格を有するとともに、厚生労働省通達の「遊泳用プールの衛生基準」を遵守し、次の検査項目について衛生管理を徹底します。

▽ 残留塩素濃度 . . . . . 1日7回の測定を行います。  
(基準 1日3回以上)



▽ 水素イオン濃度 . . . . . 1日1回の測定を行います。  
(基準 月1回以上)



#### ▽ 水質測定

- ・ 濁度
- ・ pH
- ・  $KMnO_4$ 消費量
- ・ 大腸菌
- ・ 一般細菌

毎月1回専門機関に検体を提出し、水質の適合証明を受けます。



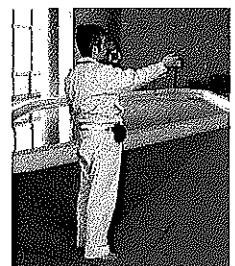
鳥取県立体育館	
プール水質検査結果表	
検査項目	検査結果
残留塩素濃度	0.5 mg/L
水素イオン濃度	7.2
濁度	0.5 NTU
pH	7.2
$KMnO_4$ 消費量	4.5 mg/L
大腸菌	0 CFU/100ml
一般細菌	0 CFU/100ml

#### ▽ 水温・室温・湿度

毎日90分おきに測定し、掲示により利用者へお知らせします。

#### ▽ 炭酸ガス濃度

2ヶ月に1回プール室内の炭酸ガス濃度を専門機関が測定し適合証明を受けます。



施設管理

1

## ▽プール清掃

毎朝、職員によるプールサイド及びプール水のごみ等の清掃を行い、清潔に保ちます。

また、年2回プール水を抜き、プール内床、壁、側溝、人工芝等の清掃を行い、衛生環境、水質保全に取り組めます。



2

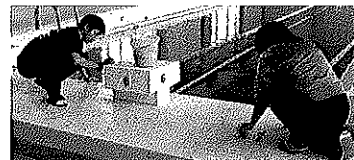
3

4

5

## ▽各所の巡回・点検

毎日、更衣室、トイレ、シャワー室、採暖室等を巡回、点検し、清潔な環境を保つよう取り組めます。



6

7

8

9

## 〔遊泳用プールの衛生基準〕

厚生労働省通達

## 第1 目的

本基準は、多数人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準を確保する観点から、都道府県、政令市及び特別区において、プールの管理者等に対する指導の指針とするため、水質基準、施設基準及び維持管理基準を定めるものである。また、プールの安全に関しては、「プールの安全基準指針」（平成19年3月文部科学省及び国土交通省策定）による。

なお、学校における水泳プールは、学校保健法（昭和33年法律第56号）に基づき衛生管理が実施されていることから、本基準の適用対象とはならない。

## 第2 水質基準

## 1 水質基準

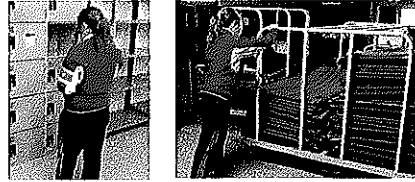
- (1) 水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。
- (2) 濁度は、2度以下であること。
- (3) 過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/L以下であること。
- (4) 遊離残留塩素濃度は、0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましいこと。
- (5) 塩素消毒に代えて二酸化塩素により消毒を行う場合には、二酸化塩素濃度は0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。また、亜塩素酸濃度は1.2mg/L以下であること。
- (6) 大腸菌は、検出されないこと。
- (7) 一般細菌は、200CFU/mL以下であること。
- (8) 総トリハロメタンは、暫定目標値としておおむね0.2mg/L以下が望ましいこと。

### ③施設設備の長期安定利用のため維持管理

施設・設備を長期にわたり安定利用するため、次の項目に重点をおき、維持管理を行います。

#### ・施設の日常点検

職員により1日2回巡視等により異常箇所を把握し、修繕が必要であれば当施設あるいは県との協議により早急に対応します。



〔日常点検〕〔異常箇所の把握〕

#### ・機械設備の点検

専門業者による定期保守点検を行い、修繕の必要箇所があれば、当施設あるいは県との協議により対応します。



〔機械設備点検〕

#### ・備品の定期点検

職員により年4回の定期点検を目視、触診、聴診等を行い、修繕箇所があれば早急に対応します。



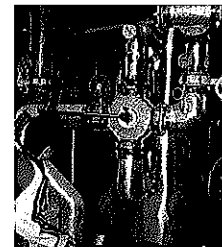
〔備品点検〕

#### ・電気、水道等の異常発見

データ記録により異常を早期発見します。

#### ・プールろ過タンクの管理

月に2～3回ろ過タンクの逆洗・洗浄を行い、水質管理及びろ過能力の維持を図ります。



〔逆洗作業〕

#### ・プール燃料（灯油）タンクの管理

データ記録により燃料タンクを管理します。



〔燃料タンクの数量確認〕

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12

- ・各種設備操作マニュアルの作成
- 各種設備の「操作マニュアル」を作成し、長期安定を図ります。

### 各種設備操作マニュアル

#### ■ 作業手順

<外>

- ① 水道メーターの確認

<プール>

- ② プール水温と塩素濃度の測定（時間も記録）

<地下>

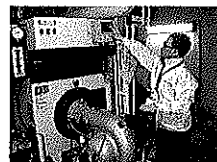
- ③ バランスタンクメーター値の記録
- ④ シャワーメーター値の記録
- ⑤ サービスタンクの給油バルブ 開
- ⑥ ブースト運転「断→手動」
- ⑦ 温度指示計の値を記録「00～11」まで（時間を記録）
- ⑧ 温水ポンプ「床暖・空調」ON
- ⑨ 真空式温水ヒーター  
（プール暖房用・給湯用）起動
  - ・給油バルブ開・閉
  - ・運転スイッチ ON



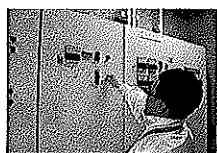
【水道メーターの確認作業】



【給油バルブの操作】



【ヒーター機動作業】



【プレコート（集じん剤）】

- ⑩ 排気ファンと空調機起動
- ⑪ ろ過タンクへプレコート投入（停止→単独）
- ⑫ 塩素の調整  
プールの塩素濃度に合わせて、ハイクロンを投入  
ハイクロネーターの排水バルブ（青）を閉じ、出側  
バルブ（赤）を開き、入側バルブ（赤）で流量を調整  
する。  
（塩素濃度は0.4～1.0ppm）
- ⑬ 扉の開放



【残留塩素濃度の調節作業】

#### ■ 冬～春と春～秋の相違点

- ・冬～春は補助ボイラー運転 → 春～秋はブースト運転&太陽熱運転
- ・「天候が悪い」場合はブースト運転で給湯用ボイラーを運転する。「天候が良い」「シャワーOK」の場合はボイラー運転せず太陽熱自動運転になるのを待つ。
- \*上記の運転記録を、監視室内の記録簿に記入する。

#### ■ 日常の管理記録

- ① 温度指示計の値を「00～10」を30分おきに記録
- ② 塩素濃度の維持管理  
90分毎に測定し記録する。



【記録記入作業】



## ④環境配慮活動

省資源、省エネルギー、リサイクル活動など環境に配慮した運営が評価され、本年度「鳥取県版環境管理システムⅡ種(2011)」の認定施設となり、日常業務において職員はもとより利用者にも協力いただき、身近でできることを一体となって次のように実施し、循環型社会への認識を深めます。

## ▽節電

- ・部屋の湿度を冷房28℃、暖房20℃に設定(10～13%のエネルギー節約)
- ・施設周辺の芝生化、緑化により室温の上昇を抑える。
- ・ブラインドの使用により室温の上昇、低下を抑える。
- ・不要箇所、休憩時間等の消灯の徹底。
- ・パソコンのこまめなシャットダウン。

## ▽節水

- ・水道、シャワー等の出っぱなしへの注意喚起。
- ・可能な部分への井戸水の活用。

## ▽ゴミの減量化

- ・ミスコピー用紙の再利用

## ▽リサイクル活用

- ・マイハシ、ペットボトルキャップ、プルタブ、アルミ缶等の積極的な回収によるリサイクル活用(循環型社会への意識高揚)

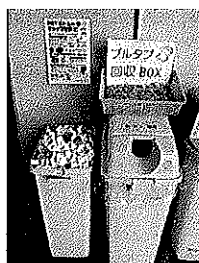
## ▽自動車排出ガスの抑制

- ・アイドリングストップの呼びかけ

## ▽エコ製品の購入

- ・電球などの省エネ性能化(LEDなど)
- ・グリーン製品の使用(コピー用紙、筆記用具など)

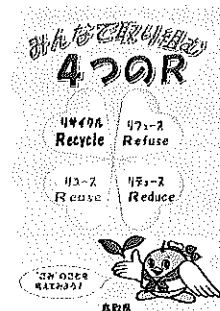
## ▽施設周辺の芝生化及びグリーンカーテンの設置



▽鳥取県が重点施策に掲げる「みんなで取り組む〔4つのR〕推進事業」などの県民運動定着事業の実践事業所として、利用者の啓蒙を図ります。

## 〔4つのR〕

- (1) R e f u s e (リフューズ: 発生抑制)  
要らないものは断り、ごみを発生させない
- (2) R e d u c e (リデュース: ごみを減らす)  
ごみにならないように工夫して減らす
- (3) R e u s e (リユース: 再使用する)  
繰り返し使う、修理・修繕して使う
- (4) R e c y c l e (リサイクル: 再生利用する)  
もう一度資源として使う



(鳥取県リーフレット)

## ▽職員を対象とした研修

- ・環境管理基礎研修
- ・環境配慮研修

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

施設管理